

掛金・負担金率一覧表（平成28年9月から）

≪標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率≫

種別	区分	短期						厚生年金保険※1			退職等年金		経過的長期	保健		業務	
		掛金	介護掛金	負担金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	厚生年金保険料		基礎年金負担金	掛金	負担金	負担金	掛金	負担金	負担金※2	子ども・子育て拠出金※3
								組合員保険料									
一般組合員	一般	47.00	5.44	47.00	5.44	0.20	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4		—
	在職派遣職員	47.00	5.44	<u>47.00</u>	<u>5.44</u>	0.20	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	<u>7.50</u>	<u>0.1870</u>	2.4	<u>2.4</u>	組合員一人当たり	<u>2.0</u>
	職員団体専従	47.00	5.44	<u>47.00</u>	<u>5.44</u>	<u>0.20</u>	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	<u>7.50</u>	—	2.4	<u>2.4</u>		—
	特別職	47.00	5.44	47.00	5.44	0.20	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4	4月	—
	市町村長組合員	47.00	5.44	47.00	5.44	0.20	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4	1,020円	—
	特定消防組合員	47.00	5.44	47.00	5.44	0.20	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4	5月以降	—
	船員一般組合員	44.68	5.44	49.32	5.44	0.20	0.31	176.32	88.16	37.70	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4	920円	—
	長期組合員（一般）	2.09	—	2.09	—	—	0.31	—	—	—	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4		—
	長期組合員（特別職）	2.09	—	2.09	—	—	0.31	—	—	—	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4		—
	市町村長長期組合員	2.09	—	2.09	—	—	0.31	—	—	—	7.50	7.50	0.1870	2.4	2.4		—
	継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	176.32	88.16	37.70	7.50	<u>7.50</u>	<u>0.1870</u>	—	—		<u>2.0</u>
	任意継続組合員	94.00	10.88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 下線部分は職員団体又は公益法人等の派遣先の負担です。
網掛け部分が変更箇所です。

追加費用 (厚生年金保険分)	4月1日の標準報酬の月額の内額に対して	
	高松市	16.7
	丸亀市	15.6
	坂出市	16.1
	その他	14.9

追加費用 (経過的長期給付分)	4月1日の標準報酬の月額の内額に対して	
	高松市	2.1
	丸亀市	1.9
	坂出市	2.0
	その他	1.8

払込金	該当所属所に別途通知します。
-----	----------------

特定健診等	組合員一人当たり年間
	288円

※1 厚生年金保険料は、70歳以上組合員は不要です。また、在職派遣職員、職員団体専従及び継続長期組合員にかかる事業主負担分は、派遣先の負担です。

厚生年金保険料は、他の掛金・負担金と計算方法が異なります。

＜厚生年金保険料の計算方法＞

- ① 所属所において納付すべき保険料額を計算する。
標準報酬の月額の内額 × 保険料率（端数切り捨て）
- ② 組合員保険料を算出する。
標準報酬の月額 × 組合員保険料率（個人ごとに端数切り捨て）
- ③ 所属所負担分を算出する。
所属所における保険料額① - 組合員保険料の合計額②

※2 期末手当等にかかる業務負担金は、不要です。

※3 子ども・子育て拠出金は、70歳以上組合員は不要です。